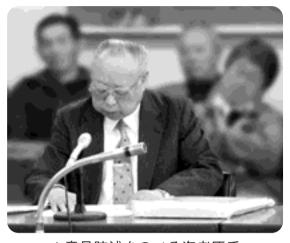
# 大崎町の合併について

## 意思を問う



▲意見陳述をのべる海老原氏

# 三月二十二日

代表者、海老原淳氏に意見陳述の機 会を付与したあと、町長に補足説 て意思を問う住民投票条例」の請求 が開催され、 ·町村合併問題調査特別委員会 「大崎町の合併につい

とする修正案が提出され、可決され 審議の中で、20日以内を50日以内

者数の二分の一を越えたとき成立 の成立要件を、投票者数が投票資格 む)という修正案と、 離脱(東串良町との合併協議を含 さらに、曽於南部合併協議会から 住民投票条例

# 月二十九日

原案可決される。

また、修正を除く部分については

多数により原案可決される。 数により、修正可決となり、 員長報告の後、採決に入り、 た部分を除く原案についても、 最終本会議において、米永特別委 起立多 修正し



▲市町村合併問題調査特別委員会風景

## となる。 月二十七日

果、引き続き閉会中の継続審査となる。 同特別委員会を開催し、 審議の結

果、引き続き閉会中の継続審査となる。 同特別委員会を開催し、審議の結

いとする修正案が提出されたが否し、成立しなかったときは開票しな

# 一部を変更する規約につい「曽於南部合併協議会規約の「案第一号

更するものです。 ら大崎町を削除し、 いる曽於南部合併協議会の規約の 有明町・大崎町の4町で構成されて 部を変更するもので、 この議案は、 松山町· 4町を3町に 規約の中

### 議 経

月三十日

とする市町村合併問題調査特別 て」、上程され、 規約の一部を変更する規約につい 員会に付託され、閉会中の 議案第一号「曽於南部合併協議会 継続